

2006 年度日本建築学会大会（関東）

倫理委員会 研究懇談会資料

技術者倫理の遵守とその社会的条件

日本建築学会 倫理委員会

2006 年 9 月

ご案内

本書の著作権・出版権は(社)日本建築学会にあります。本書より著書・論文等への引用・転載にあたっては必ず本会の許諾を得てください。
コピーも私的利用の範囲を超えることは法律で禁じられています。

社団法人 日本建築学会

技術者倫理の遵守とその社会的条件

[資料あり]

9月9日[土]9:00-12:00 | 7号館21室

司会——山本康弘(元・東京工芸大学)

記録——増田幸宏(早稲田大学)

1 | 主旨説明——島田良一(東京都立大学名誉教授)

2 | 主題解説

① 技術者倫理の理念について

——島田良一(前掲)

② “耐震強度偽装問題”の背景と課題

——友澤史紀(日本大学)

③ 建築デザインの倫理的葛藤

——仙田 満(東京工業大学名誉教授)

④ 建築教育の中の倫理教育のあり方

——西谷 章(早稲田大学)

3 | 討論

4 | まとめ——伊藤邦明(東北大学名誉教授)

いわゆる“耐震強度偽装問題”について、さまざまな視点からなぜこのようなことが起こったのかという解釈が試みられているが、これを倫理以外の要因で説明するより、技術者倫理そのものの視点から厳しく考える必要がある。建設業を取り巻く様々な社会的誘発要因と、技術者倫理の遵守がどのように対立しているのか、倫理はいかに社会的要因から独立でいられるか、といった視点から考える。

建築技術は、多くの関連技術で構成される巨大な技術体系であり、その体系すべてを一人の技術者がカバーすることは難しい。その教育も、いわゆるホーリスティックな建築教育という形をとっており、このこと自体はかねてから国際的にも主張し、UIAの建築教育のガイドラインにおいても、一応の理解を得ているところである。

日本の建築技術は、各専門分野の技術者が協力し合い、全体としてしっかりした体系を保ち、どこにも見落としのない技術体系を築くようになっている。全体として、各専門分野ごとの責任体系がしっかり守られることが前提となっており、個々の専門分野の技術について、知識や経験の蓄積をもとに明確な責任を持ち、さらに関連する技術問題についても、協力的な責任を持つことが求められるのである。多くの技術者がこのような協力関係の重要性に目覚め、その仕事の現場において、責任を全うすることが必要である。

この場合、誰か特定の専門分野が他の分野に対して支配的な立場に就くことは好ましいことではない。こうした支配関係は、その市場行動に悪影響を与えるだけでなく、責任関係をも混乱せしめ、今回のような偽装問題を誘引する背景になりやすい。技術者集団における支配関係は、あくまで建築主の意向に沿って決められるべきものである。

さらに、技術者個人の報酬は、他の技術者により市場関係を背景として決められるべきものではない。

目次

- | | | |
|---------------------|-------|----|
| 1. 技術者倫理の理念について | 島田 良一 | 1 |
| 2. 耐震強度偽装問題の背景と課題 | 友澤 史紀 | 7 |
| 3. 建築デザインの倫理的葛藤 | 仙田 満 | 21 |
| 4. 建築教育における倫理教育のあり方 | 西谷 章 | 25 |

日本建築学会 倫理委員会

委員長 島田 良一 (東京都立大学名誉教授)

幹事 伊藤 邦明 (東北大学名誉教授)
山本 康弘 (元東京工芸大学教授)

委員 青木 仁 (東京電力(株)技術開発研究所主席研究員)
有田 桂吉 (株石本建築事務所常務執行役員)
岡本 達雄 (株竹中工務店技術企画本部本部長)
神田 順 (東京大学教授)
楠山登喜雄 (株フタバエンジニアリング代表取締役)
斎藤 賢吉 ((社) 日本建築学会専務理事)
鈴木 哲夫 (株大林組東京本社建築本部本部長室上席グループ長)
高橋 信之 (早稲田大学理工学総合研究センター教授)
平山 善吉 (日本文理大学教授)
松藤 泰典 (北九州市立大学教授)
松本 光平 (明海大学名誉教授)
村松 映一 (株竹中工務店取締役副社長)
吉田 治典 (京都大学教授)
芳村 学 (首都大学東京教授)

1. 技術者倫理の理念について

島田良一（東京都立大学名誉教授）

1. 技術者倫理とその社会的条件

耐震強度偽装事件をはじめとして、様々な不祥事が起きている。多発する不祥事はいずれも技術者倫理あるいは専門家の倫理とかが関わっているが、こうした倫理の崩壊とでも言うべき事件の多発を、不況とか、過当競争など、技術者倫理以外の社会的条件で説明しようとするのは、おそらく倫理そのものの放棄であり、専門家としてはいわば敗北であると言わざるを得ない。

倫理は、技術者の外にあるものではなく、常に弱き自分自身との戦いなのであり、その社会的条件との戦いでもある。倫理は、倫理を曲げさせようとするすべての要因との闘争である。倫理は強くあらねばならない。

2. 人の倫理と組織の倫理

倫理は、技術者個人の内的な問題であるが、同時に、その技術者が所属する組織の問題でもある。以下では、技術者個人の倫理、組織の倫理、組織における個人の倫理、の3点について言及する。

2-1) 技術者個人の倫理—専門分野とその関連分野に対する責任

現代では、建築技術は巨大技術化し、多くの専門技術者の分担によって支えられている。そうした技術体系の中で、個々の専門技術者の倫理は、自ら責任を負う技術に対し、間違いのない知識を身につける努力を続けると同時に、関連する周辺技術についての知識を涵養し、その両者について責任を持ち続けなければならない。

技術倫理は、正確な専門技術知識の適用と、技術内容についての深い洞察力、さらに、弛まざる注意義務によって支えられる。

2-2) 組織の倫理

企業、行政組織、職能団体などの組織についても、技術者個人同様に倫理を期待しなければならない。組織の倫理は、その倫理綱領によって規定される。組織の管理、命令、情報伝達の整備が組織固有の問題であり、その倫理はその構成員全体の努力によって支えられるが、言うまでもなくその組織のトップの責任は重要である。組織の構成員たる技術者は、常に組織内部の倫理問題に関心を持ち、ひるむことなく組織内部で発言していかなければならない。

2.3) 組織の論理とその構成員の倫理

組織にはその組織固有の論理（収益性の追求など）があり、管理命令系統など、責任体系の乱れがある場合が多い。その構成員とトップは、常にこうした問題に注意し、組織倫理の遵守について組織の健全性を維持する必要がある。

（内部告発について）

この場合、組織の中の技術者個人の倫理が、組織の論理との対立という形で、深刻なジレンマに陥ることが多い。特に企業組織の収益性と技術倫理が対立する場合、技術者個人の悩みは深刻である。こうした場合、企業内部で適切な対応が取れることが重要であるが、それが難しい場合、最終的には「内部告発」という厳しい手段に訴えねばならないことになる。この手法は、倫理以外の個人的要因が絡むとか日本人の行動パターンに馴染まないなどと言われるが、最近ではさまざまな分野で、ひとつの有効な手段として評価される傾向がある。組織の中の構成員は、常にこうした緊張感を持ち続けねばならないのである。

3. 倫理は責任の体系である－日本語と伝統

現代では、すべての技術活動が組織の中で行われるから、技術者の倫理はその責任の体系であると言える。こうした場合、その倫理は言葉によって語られ記述されるから、われわれの倫理は日本人の使う日本語の特質や、日本人の考え方に依存する面が大きい。

たとえば、日本語は曖昧であるといわれる。抽象的な概念は、翻訳語として通常、漢字2文字の組み合わせで表現される。その便利さと安直性が、その内容をあいまいにしやすい。たとえば倫理という言葉も、人間（じんかん）の学などと解説されるが、これも安易に使われやすい。日本語は丁寧語や敬語が多く、相手の立場に配慮した表現をとるというような点は、通常、日本語の美点とされているが、これが、倫理問題における組織内部の人的配慮に乱用されると、倫理問題の厳しい思考や追及が難しくなってしまう。

さまざまな神様を深く考えずに平等に敬う多神教的な伝統も、私たちが倫理遵守を維持するための障害となっている面がある。これをアメリカの倫理専門家に話したら、「いや日本人は倫理性が高い。先進国でも、もっとずっとひどい国があるよ」といわれたから、あまり悲観することはないのかもしれない。UIA 関係者の多くに、貴国の建築教育において倫理教育をやっているかと聞いてみたが、諸外国でも意外なほど遅れていることが多いことがわかった。

4. 学会による UIA への発言－ホーリスティックな建築教育

日本建築学会は、UIA（国際建築家連盟）における建築教育のガイドライン制定に対し、日本の建築教育の包括性を主張し、そのおおむねの理解を得ているが、最近のさまざまな不祥事を考えると、その理解について安心してよいのか、心配になる。

建築家の倫理教育の充実は、UIA においても JABEE（日本技術者教育認定機構）におい

ても強く要望されているのである。むしろこれからは技術者倫理教育を中心においた建築教育において、他国に負けない人間教育を行わねばならないのである。

5. 日本建築学会と倫理問題－教育と研究の倫理

学会は、利益を追求しているのではないから、倫理問題とは関係ないと考えている人が多いようである。しかし、今求められているのは技術者の倫理教育であり、大学関係者の教育と研究における倫理の確立がわれわれの最重要課題であると考えたい。

概して、大学というところは、研究が中心となって経営管理が行われている。工学の場合、その教育は実務家の育成が期待されている。このような広範な問題は、学会の倫理委員会にお任せにするのではなく、広く学会構成員の間で、しっかりとした討議を行っていただきたい。現在求められているのは、そうした学会を挙げての取り組みである。

6. 最後に

「倫理教育は、大学に入ってからでは遅すぎる。もっと若いうちにしっかりした倫理教育を行うべきである」という意見は多い。しかしながら、専門知識を身につけ、これから就職という時期に、自分の仕事にかかわる倫理を考えることの意義は大きい。

本当は、お金や地位にこだわった人生はむなしののだというようなことは、大学以前に身につけてもらいたい価値観ではある。どれだけ多くの技術者が、この問題で失敗していることかと思う。

特に、組織のトップに近づくほど、狂ったように地位やお金にこだわり、本末転倒した晩年を送る人が何と多いことか。倫理は専門教育卒業以後も社会活動を通じて自ら研鑽し続けなければならない、人生を通じての終わりのないテーマである。特に、組織のトップに立ったときにその地位に執着するか否かは、人生最後の倫理問題であると考えられる。

主旨説明

島田 良一 (倫理委員会委員長、東京都立大学名誉教授)

○市場原理主義とその関連する価値観

市場原理とか市場原理主義という考え方は、現在、この国の政治、行政、メディア等を主導する基本理念というか、容易に批判しにくい価値観となっている。その意味するところは、自由競争が行われる市場メカニズムによって、効率的な市場と公正な価格が決定されるということであるが、単にそれだけでなく、市場競争の徹底とか、コスト低減、小さな政府、民営化、さらには、公共工事の圧縮といった方向を善とし、建設業界に多い入札談合の悪習の告発まで含めて、建設業そのものを敵視しているかと思えるほどの社会的風潮となっている。

○米国における医療サービスの崩壊と公共工事の品質劣化

米国における市場原理主義の徹底が、特にその医療経済の混乱と、公共工事の劣化をもたらしていることは、多くの識者が指摘しているところである。すでに多くの実地調査が行われ、米国医療の惨状が報告され、数多くの書籍が刊行されている。どういうわけか、建築についての市場原理適応の批判を行う書籍は見られない。いくつかの調査団が派遣されており、報告書までは作成されているのであろうが、私たちはあまり主張も発言もしていないようである。

○大量生産の製造業と、個別一品生産の建設業の価格競争

建築工事のような、個別一品競争の市場においては、公正な価格競争のほか、製品の品質の競争が重要である。入札における激しい価格競争は、品質を犠牲にすることにつながりやすく、工業製品のような市場メカニズムの有効性は確保されにくい。医療サービスにおいても、価格競争や、営利企業の参入が医療サービスを崩壊してしまうことは、多くの低所得の病人に激しい闘病生活を強いている。エレベーター、回転ドア等における事故発

生は、工業製品であっても、個別工事の市場がうまく機能しにくいことを示している。

○建築技術の巨大技術化

現代の建築技術は、多くの技術者の分担作業によって支えられており、いわば巨大技術化している。これにかかわるいかなる技術者も、その巨大技術のすべてに通じているわけではない。このような技術においてはその一翼を担う技術者は、自己の責任となる技術について厳しい責任を担うとともに、自己の責任に関係する関連技術についても注意を怠らなく、技術全体が円滑に機能しているかを考えねばならない。建築以外の技術者も含め、技術者相互が緊密な協力を行うことが必要である。巨大技術は、技術的責任と倫理の体系であるとすべきである。

○専門技術者へのしわ寄せ

建築工事における生産システムは、いわばさまざまな技術者と専門工事業者のチームによって行われる。この場合、個々の専門技術者は、このシステムの中に埋没し、当然支払われるべき適正な報酬が確保できないでいる。

専門技術者というものは、平素からその能力を維持するために、学習の継続と、知識の蓄積に努めねばならない。単純労働のように機械に代替したり、材料の工場生産で合理化できる仕事ではない。頭脳労働に報酬の圧縮を求めるべきではないのである。

専門技術者の集団は、高度な技術水準と倫理の遵守により、良質な建築資産の形成に寄与していくべきものである。専門技術者の多くは、大きな企業に所属せず、厳しい市場競争から守られていない。

○価値創造的な専門技術者と品質確保を支える技術者

建築設計、構造計画、都市計画、町づくりなどの専門家はいわば価値創造的な技術者である。建築積算、建築生産管理などの専門家は、価値創造的であると同時に、品質確保、コストダウン等についての重要な監視役を果たしうる立場にある。

建築生産においては、こうした多くの専門家が相互に誠実な協力体制を作り、自己の責任（ライアビリティ）に応じた仕事を行い、それにふさわしい報酬を取得すべきである。これらの専門技術者は、相互に対等の立場に立って協力しなければならない。この場合、建築主の意見をいかに反映させるかが重要になる。特定の専門領域の専門家が、他の専門家を支配するといったことは好ましくない。

○建築教育の立場から考えれば

建築教育の立場から言えば、現行の包括的な教育（ホーリスティックな建築教育）を行う限り、多様な専門家の中に、命令系統の序列があるというようなことは言い難い。

高校生の理系離れの傾向や、学生数の減少などを考えると、これからの建築教育においては、将来の専門技術者としての展望なくして強力な学習指導を行い難い。

○専門技術者のライアビリティについて

専門技術者は、建築生産システムの中で、自らがどういうことについて責任を持ち、寄与しうるかについて明確にし、自己の専門分野とその関連領域について理解できる能力を身に付ける必要がある。

日本の建築教育の包括的な学習内容を考える限り、こうした専門家協力のシステムを構築し、これを生かしていくことが重要である。すでに日本建築学会はそのように国際的に主張してきたし、すでに UIA レベルでは、そのことが一応承認されてもいるのである。

○建築教育の責任、建築学会の役割

現在の日本の建築教育は、研究と教育とを同時に円滑に行うこととなっている。特に教官の実務経験の不足が、建築教育における専門家能力の確保や専門技術者倫理の教育を困難にしている。建築倫理についての授業をひとつだけ立ち上げるというようなことではなく、教育全体を、実務家教育、倫理教育の視点から見直す必要がある。日本建築学会は、こうした問題についての主導的役割を果たすべきである。また、専門技術者の再教育について、実務的に有効な CPD を提供すべきである。

○市場原理は建設産業を荒廃させる

建築工事コスト低減における過当競争は、良質な建築資産の形成の障害になるだけでなく、建設業という重要な基幹産業を荒廃させている。建築は次世代の文化の基盤となるだけでなく、数多くの単純労働力に就業機会を生み出している。決して、市場原理に基づく構造改革の一部として、荒廃させてはならない産業である。特に、この産業を支える頭脳労働者たる専門技術者の崩壊を招いてはならない。

2. 耐震強度偽装問題の背景と課題

友澤史紀（日本大学総合科学研究所教授）

1. はじめに

昨年11月に発覚した建築物の耐震強度偽装事件は、単純にいうと一級建築士その他の技術者が構造計算を偽装し、設計全体に責任を負うべき統括設計者もそれに気付かず、多くの公的・民間確認検査機関がそれを長年にわたり見逃してきたというものである。この結果、耐震性が不足した多くの分譲マンションやホテルが現実に造られ、マンション購入者やホテルのオーナーが直接の甚大な被害を受けたばかりでなく、社会全体の住まいの安全、建築物の耐震性に対する信頼が損なわれ、建築生産システムおよび建築行政の在り方が問われるという大きな社会問題となった。

世界有数の地震国であり、耐震建築技術では世界に冠たる技術を有するわが国において、このような破廉恥な事件がおこったことは建築に携わるものとして極めて残念なことである。

国土交通省は、事件発覚後ただちに事件に関与した建築士や建設業者による物件の偽装の有無や耐震強度の調査を行うなど安全性の確認や居住の確保をはかる措置をとった他、今回の行政対応上の問題の検証等を行う「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を設けて本年4月に検討結果をまとめ¹⁾、一方、社会資本整備審議会建築分科会に基本制度部会を設けて、建築基準法および建築士法の改正を行ってきた。

その結果、本年6月には、①現状の確認検査・中間検査の厳格化、②一定規模以上の建築の構造計算について新たに設ける「構造計算適合性判定機関」において専門家による審査（ピアチェック）を義務化すること、③違法行為に対する罰則の強化、等を骨子とする建築基準法の改正が行われ、またこの8月末の同部会の答申を基に建築士法の改正が行われる予定となっている²⁾。

いずれも、現行法制の枠組みの上に確認検査の厳格化、設計・監理資格者の業務範囲の改革、罰則の強化等の規制の厳格化による再発防止を目的にしているが、まだ対処療法的なものにとどまっているというべきであろう。

この問題の根は深く、建築法令規制とその運用体制のあり方、建築生産システム全体のあり方、専門職の資格制度、各パートの役割と責任の分担、技術者倫理、企業・国民のコンプライアンス意識などについて根本的な検討が必要である。対応の方向として、法令規制の厳格化に頼るのでなく、より良い建築・都市が自律的に作られていくような制度の構築、関係者および市民意識の醸成を目指すことが求められる。

ここでは、法規制による解決方法とは別に、広く建築生産全体の問題としていくつかの基本的な問題点と解決の方向について述べてみたい。全体として問題は、形としての制度

ではなく、その実効性を担保する問題点の認識や制度運用規定面、法さえ守ればよいという社会風潮とそれを助長するような法規制方法に大きな課題があるといえることができる。これは広い意味で、建築全体に関与する技術者および市民の法と倫理についての意識の問題に帰着するということであろう。

2. 建築主の責任

今回の問題では、当初、建築をつくることを企画し、資金を準備し、発注する建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者）の責任についての議論が少なかった。建築主は一般国民であり、建築生産側からみると顧客・消費者なので、その責任を問うのはおかしいという見方もあるようであるが、この認識は改めなければならない。建築主は建築プロジェクトの最終意志決定者であり、予算決定、設計者・施工者の選定、確認申請、竣工後の建物の受取りまでを含めてすべてを行う者であり、どのような建築をどのようにつくるかという点でその責任は極めて大きいことを忘れてはならない。この責任を筆者は、「相当の空間・時間を占有し、周辺環境および住民に大きな影響を及ぼす建築というものを、社会に存在させる責任」と考えている。建築物も経済財の一つであって、安く調達することに合理性はあるが、上記の責任も果たさなければならない。その最低の基準が建築基準法および関連法規であり、建築主は少なくともこれらに適合する建築を造るまたは造らせる責任がある。もちろん今回被害にあった分譲マンション購入者は、建築主ではなく、建築主責任はない。この場合の建築主は、マンションの発注者、つまりディベロッパーである。

今回の事件では、建築主がどのような建築物を造ろうとしていたのか、建築士への設計業務依頼書が存在しないため不明であり、あたかも設計者が自らの意志ないし発想で偽装を企画し、実行し、確認申請をしたかのような状況になっている。設計業務委託の内容を示す文書をブリーフといい、欧米諸国では設計委託に必須の文書となっているが、わが国ではこれが制度化（慣習化）されていない。ブリーフには中間での設計変更等の依頼も記述されるが、わが国ではこれも不完全である。建築主の責任を示すものとして、ブリーフ作成を制度化することが必要である。

3. 建築物の在り方自体を規定するもの－ブリーフの役割

ブリーフとは、一言でいえば、建築主がどのような建築物をつくらうとしているか、その目的、制約条件、要求事項を示す文書であり、建築主の責任で作成され、設計発注のいわば仕様書に相当するものである。またブリーフの作成、およびその建築の設計・施工の段階で必要に応じて行われる改訂・深化のプロセスをブリーフィングという。欧米では、すでに、ブリーフは建築主による設計発注における必須文書と位置づけられており、ISOにもその作成の指針が定められているが、我が国では一部を除いてブリーフを作成する慣

行はなく、ブリーフの不在が発注者（建築主）、設計者、施工者、使用者、さらには社会一般を含むすべてにとって不利益を生じさせ、また相互間の軋轢を生む原因になることが少なくないとされている³⁾。

ブリーフは、建築の設計・施工・供用・維持管理の全段階を通じてその建築の目的・制約・要求の情報を共有し引き継ぐものであることから、建築主にとって満足度の高い建築を無駄なコストや時間をかけることなく得ることができるという利点がある一方、建築主側が作成するものであることから、本来建築生産プロセスにおける最も重要なプレイヤーであるべき建築主の存在と責任を顕在化させる意味があるといえる。

建築プロジェクトの最終意志決定者である建築主には、上述のように「(相当の空間・時間を占有し、周辺環境および住民に多大の影響を及ぼす) 建築というものを、社会に存在させる責任」があり、これを建築主が果たすことを義務づけ、それを説明するものが必要である。建築主は少なくとも法に適合する建築を造るまたは造らせる責任があるが、法が定める最低基準さえ守れば建築主責任は本当に全うされるのかということが問題であり、それを社会がどう受容するかが問われなければならない。ブリーフに基づき設計の委託を受ける設計者も、その内容に関して（そのまま設計を受けるかどうかの）倫理性を問われることになる。

今回の事件では、建築内容を明確に説明するものが存在しないこと、またそれが社会ないしその建築の利用者、購入者等に対して情報開示されないことが大きな問題であり、建築主がどのような建物を造ろうとしていたのかが不明なのである。その結果、あたかも設計者が自らの意志ないし発想で偽装を企画し、実行し、確認申請をしたかのような状況が報告されたこともあった。

つまり、問題は、まず構造設計者の計算書の偽造に端を発し、次いでそれを見抜けなかった指定確認検査機関や地方自治体の確認検査部署の不注意ないし制度的問題にあるとし、従って対応策もそれをどう修正し、強化していくかと言う点に重点が置かれている。ここには、建築をつくることを企画し、発注する建築主の責任についての認識が少ない。もし無理な、あるいは不法な設計注文をする建築主がいたとしても、その意向に対していかに防衛網を張るかと言う議論になっており、あたかも凶暴な仮想敵国を放置して、防衛力の際限なき拡大を図っているがごときである。

建築生産はトップに建築主がいるプロジェクトであり、その意向がすべてを支配するといっても過言ではない。そこで、建築主の責任を明確にする手段の構築を重要な対応策として位置づけることが必要である。

建築主を建築生産のプロセスで消費者ととらえ、消費者保護の必要性が議論されているが、マンションの購入者と建築主は同じ意味の消費者ではない。建築主は少なくとも法に適合した建築を造る、ないし造らせる責任があり、マンション購入者には、最終ブリーフや設計図書・竣工図により、その建築の性能が情報公開されなければならない。

このことから、我が国にまだブリーフ／ブリーフィングという文書による条件記述がないということは、今回のような事件の背景として極めて重要な問題であるといえることができる。

4. 建築生産プロセスにおける業務分担・責任・契約の不明確性—文書契約の必要性

今回の問題において、建築主の建築意図、目的、制約、要求はどのようなものであったのだろうか。ブリーフに相当するものが記述されるとすればどのようなものか想像すると、ある意味では、明確なブリーフが暗黙のうちに関係者間で取り交わされていたということもできる。

すなわち、マンションに関していうと、建築意図はマンション供給による利潤追求であり、目的・目標は消費者要求に合う広さと安さおよび外観の豪華さ、制約条件は、これは想像の域を出ないが、場合によっては基準法レベルの逸脱の許容であり、要求は徹底的なコスト削減である。設計過程および建設過程では、さらなるコストダウンの可能性を追求するブリーフィングも行われていたとされる。問題はこのような内容が考えられるブリーフ／ブリーフィングがすべて文書化されておらず、文書化されたブリーフに基づいた契約がなされていないところにある。例えば上記のような内容のブリーフが文書化されていれば、正当な契約ができるだろうか。

ここにブリーフが文書化されることの重要性が如実に示されているといえることができる。

さて、建築生産プロセスの一般的な流れとそこでのブリーフの役割の概要を示すと、以下のようになる。

- ①建築主による建築物の目的・要求・制約条件の提示（ブリーフ＝発注者責任文書）
- ②設計発注仕様書にもとづく設計委託契約（ブリーフ＝設計内容の説明）
- ③設計者による設計（プロダクトモデル＝バーチャルな建築物の作成、ブリーフィングによるブリーフの改訂・深化）
- ④モデル（設計）における適合性検証（ブリーフとの整合性検証＝建築主による；および法適合性検証＝建築確認による）
- ⑤設計図書（設計図および工事仕様書）にもとづく請負契約（発注者・設計者・請負者間のブリーフによる建築目的、制約、要求事項の情報共有）
- ⑥建築主（発注者）と監理者との監理業務委託契約（ブリーフによる情報共有）
- ⑦施工および施工段階における適合性検証（設計との整合性検証＝監理；および法適合性検証＝中間検査）
- ⑧竣工（設計との整合性検証、建築主によるブリーフとの整合性確認、法適合性検証＝完了検査）
- ⑨供用（運用・維持管理・修繕等に関するブリーフにおける要求条件との整合性確認；

POE=供用後評価：例えば予想される冷暖房費用、維持管理費などはブリーフに記載されるべきもの)

従来の我が国の建築生産プロセスでは、設計段階は設計者、工事段階は請負者といったそれぞれの“受注者”であるプレイヤーが、それぞれの段階を責任をもって遂行するという慣行が主流であるが、それぞれのプレイヤー間の責任や役割が明確にされていないことが多く、各段階を通じたプロジェクト目的、その他の情報や方針などの受け渡しが必ずしも的確に行われず、その結果としてプロジェクト成果と建築主の期待・イメージとの間に乖離が生じ、建築主あるいは建物使用者の満足が得られない原因となることが多いといわれている。しかし、その責任の一端はブリーフを明確に示さなかった最も重要なプレイヤーである建築主にあるといえるのである。

もちろん、問題はブリーフにあるのみでなく、これらの建築生産プロセスの各段階における業務と責任の分担が以下のように不明確で文書化されていないところにもある。

- ・ 契約における業務と責任分担が不明確（元請け・下請け関係、片務的契約を含む）
- ・ 契約の文書化が不十分なし不適切
- ・ 検証プロセスの業務内容・責任・体制が不十分
- ・ 特に、後工程では検証が困難な建築確認および施工中間工程の検査が不十分であり、前者では人員の拡充、後者ではインスペクター制度の導入などが必要

ブリーフを含め、これらの各段階での業務と責任に関しては、やはり文書化した契約によって明確にすることが必要である。

ここで、我が国の建築生産におけるリスクマネジメントの不在についても述べておきたい。

上記の広範な建築生産プロセスには、多くのリスク要因が存在しており、膨大な損失をともなうリスクも多いが、リスク管理の導入が極めて不十分である。リスクの回避手段および補償体制の構築ができていない。

リスクには、損失の期待値の大きさという意味と、不確実性（期待値の変動性）の大きさという意味の二つがある⁴⁾とされるが、建築生産の場での事故による損失期待値などある意味でハードな現象によるリスクだけでなく、契約不履行や情報伝達不全によるいわばソフトな原因による損失リスクも考慮することが必要である。多くのリスク要因をリストアップし、その可能性（出現確率）や損失額の予測、回避のためのコスト分析など、リスクマネジメントを実施する必要がある。今回の問題で、ゼネコンや設計会社はどのように企業リスクを考え、構造設計者はどのように個人リスクを考えたのだろうか。マンションの場合は、購入者は建築主ではないので、建築生産情報を入手することも困難である。しかし、それだけに個人リスク管理は慎重に行わなければならない。

ある意味で、わが国は、国がすべてのリスクを除去するので、国民は安心してよい、

との考え方が強すぎるため、国民のリスク管理意識が育たないといえないだろうか。

建築生産でいうと、従来はゼネコンがすべてのリスクを負う、しかしその対価も獲得するという慣行があったと考えられる。しかし、現在そのような状況でないことは周知のことである。それにも拘わらず、業務と責任の分担に関しては従来どおりの不明確さを残したままである。

一つの提案として、建築確認制度を現状の形で維持するとすれば、確認のための資料に、ブリーフ、設計契約書、部分的な業務を別発注する場合（例えば、構造計算など）のその契約書、業務指示書などの添付を義務づけてはどうであろうか。私文書であっても公益に欠かせないものであれば、この添付は法的にも可能であると考えられる。

5. 構造計算書偽造の背景－建築士制度の問題点

建築構造設計、とりわけわが国のような地震国で必要な耐震設計を実行する技術は極めて高度な技術であって、耐震設計ができるということは建築技術者としての大きな誇りであり名誉であろう。にも拘わらず、今回のように構造設計者が構造計算書をわざわざ偽造したのは何故であろうか。

これまでいろいろと議論がなされているが、まとめると建築主からの建築コストの徹底的削減という強い圧力に抗し得ない弱い立場、構造技術者としての責任と倫理性を発揮する条件の不備、構造設計の精緻化・難解化と認定プログラムによる構造計算の簡便化、元請け設計者の無責任を許す制度的不備などがある。

現在の建築士制度では、建築物の設計や工事監理はその規模や構造・用途によって一級建築士などの資格者でないとしてはならないと定められている。これが建築士の設計・工事監理等を行う業務独占資格である。ここで設計とは、その者の責任において設計図書（建築工事实施のために必要な図面および仕様書）を作成することと定義されている。一般にこの設計の責任者は、建築主から設計を依頼されるいわゆる意匠設計者（元請け設計者）であり、全体の設計を統括するが、構造設計は一般に意匠設計者には専門的過ぎるので構造専門の技術者に再委託する。ところがこの構造専門の技術者には何の資格も必要がない。

構造設計者が職能として独立しておらず構造設計者とは誰のことかということが社会的に認知されない大きな原因がここにある。建築主と設計契約をした統括設計者の「責任において」とされるなら、構造設計は誰がやってもいいというのは大きな制度的欠陥である。そのため構造設計が元請け設計の下請け業務と見なされ、低報酬となり、構造設計者としての名誉が発揮される場がない。現在の制度では、構造設計を誰に行わせても、確認検査において一級建築士などの有資格者である元請け設計者がすべての設計をしたこととして認められる。これはいわば合法的な名義貸し行為といえるものであり、最大の制度的欠陥であろう。構造計算偽装は許されることではないが、その背景にも目を向ける必要がある。

少なくとも構造設計者は有資格者（構造専門の一級建築士、民間資格の建築構造士等）に限定し、その責任と名誉を明らかにするために実際に責任をもって構造設計を行った者を明示し、責任と名誉に値するフィーを保証することが必要である。なお、以上であえて構造設計者といってきたが、下請け的に行っているのは多くは意匠図面で決められた骨組と部材断面に対する単なる構造計算であって、構造設計というべきではない。構造設計者を単なる計算技能者と扱う元請け設計者および建築主の責任は重大である。

現在審議されている建築士法改正の方針では、一定規模以上の建築物の設計については高度な知識と技能を持つ一級建築士に行わせる方向となっているが、ここでも構造計算技術者への下請けはあり得るのであり、建築士の倫理性の堅持とそれが発揮される条件の整備が必要となることは変わらない。これには、後（8.）で述べるような自発的な倫理性保証が行われるような仕組みが必要であろう。

6. 法令と技術の関係—認定プログラムによる構造計算の簡便化

さらに構造計算偽装の一方の要因として、建築基準法令に規定された構造計算の基準とある特定の学術的仮定を用いた構造計算方法を一貫計算するプログラムが作られたことにより、計算自体は比較的容易になって、コンピューターを使えば、建築構造設計の知識が少々不十分であってもいわば誰でも出来るものとなったことがある。しかも、本来、目的の建築物に適切な計算上の仮定等を構造設計者がその技術によって駆使して設計し計算すべきであるにも拘わらず、一定の方法で計算してしまうこれらのプログラムが大臣認定されたことから、認定プログラムを使ったものは正しい構造設計がなされたものと見なされるようになった。本来プログラムは計算だけをするツールであって、一定の条件下での計算はするが、結果が適切な構造設計になっているかどうかとは別問題である。これが構造設計者のレピュテーションとモラルティーを低下させている原因でもある。

現在の建築基準法令では、建築物は、法令で定めた構造計算の方法で安全性を確かめることとなっており、計算方法が政令・告示で定められた。構造設計の精緻化・難解化は、本来は構造設計者の力量と地位を押し上げるはずであるが、法制化された計算過程全体を一貫計算するコンピュータープログラムが作られたことにより、計算自体は比較的容易になって、コンピューターを使えば、建築構造の知識が少々不十分であってもいわば誰でも出来るものとなった。建物の条件と建物に加わる法律で定められた力（地震力など）を入力すれば、プログラムは強引に計算結果を出力してくれるのである。しかし本来の構造設計は、このようなものではなく、力を受けた構造物の挙動を想定し、適切な材料を選定し、実際に部材をどう組み立てていくか、施工は可能かなど、安全性と施工性を確かめつつ試行錯誤的に設計を進めていく極めて創造性に富んだ知的作業である。現在は大臣認定一貫計算プログラムの出力がそのまま構造設計書となって確認検査に出され、大臣認定プログラムによる計算であるから安全であると盲目的に確認検査を通過してしまうことになる。場

合によっては、施工現場でどのように組み立てて良いかが分からないような奇妙な構造物や、従来経験したことがないような部材の組み合わせによる構造物が、計算上は安全である（建築基準法にはあっている）として、確認検査を通過してしまうことがよくあるといわれている。

本来、プログラムは計算だけをするツールであって、一定の与条件下での計算はするが、結果が適切な構造設計になっているか、施工が問題なく行えるか、などは別問題である。確認検査では、このような点をどのように検分するのであろうか。認定プログラムを使用したものに対するチェックは厳しくしなくてもよいと考えてきたことに偽装や問題のある設計を見逃す原因があったといえよう。再計算を行うことにしても、上記のような奇妙な建築物が合法的になることは防げない。

技術の詳細を法令で定めることは、技術の進歩、創意工夫を抑制し、技術者の意欲を低下させることにもつながり、良い方法とはいえない。例えば、医師の行う手術の方法を法令に定めることと比較すれば明らかであろう。技術の詳細は、法ではなく専門家集団や学会に委ね、常に問題点を解消し、最新の状態が保たれるようにしておく方がよい。それが一般通念ないし既往の知識となっていれば、それに従っていないものは不法と判断される。一方、法令の改正が間に合わないため、より安全な新技術の採用が不法行為になることもあり得る。

7. 確認検査制度の問題点

今回の事件では、構造計算書の偽装が官民の確認検査機関において長年にわたり見過ごされてきたことが、確認検査制度の形骸化として大きな問題となった。ここで検査とは、工事途中での中間検査および竣工検査のことで、ここでも偽装は発見されなかった。確認検査の本質は、設計および施工の法適合性の第三者チェックであるが、実効性が失われた原因はどこにあったのかを根本的に分析しないと、問題は解決できない。

問題の本質は、一つには、確認検査の内容と方法が不明確であり、もし建築基準法6条等に定める法適合性をすべて完全に確認しようとするならそれは現在の体制、規定日数、費用ではほとんど不可能であること、二つには、法適合性を確保する責任が建築士にあるのか、確認検査機関にあるのかが不明確で、二重責任制になっており、それが両者に無責任意識を生じさせていることにある。これらを不問にしていくら確認検査を厳格にしようとそれは不毛の労力を行政と検査機関に課すにすぎない。複雑な構造設計・構造計算の内容の法適合性の確認は、構造設計者と同格の専門家によるピアチェックでも行わなければ、實際上ほとんど不可能であることは誰もが認識していたことであり、一部の確認はしても、細部は建築士がその責任で行っているはずとして、確認検査済証が発行されていた状況があったものと思われる。形は整っているが、実効性が伴っていなかったのである。不可能のことをあたかも可能であるかのごとく装うことによって行政が執行されること

はモラルティーの低下を促す。

そこで、確認検査と建築士による設計業務を明確に区分するとともに、責任の範囲も明確にするべきである。国家資格を与えられた設計者が、法に則って設計することは、当然の義務であり、違反することは自らが責めを負うことである。この義務と責任は、当然建築主も共有する。現状では、検査機関や行政がすべてについて検査し、確認をおこなっていると社会が見ている。そうだとすると、違反建築の責任は公が持たなければならないことになる。また工程の品質保証は、設計監理および施工者が実現すべきであり、品質の継続的な検査手段（インスペクター制度等）を導入するなどして、建築主の責任（費用負担）において実施させるべきであろう。

今回、工事着工前の設計および確認が主要な課題となっているが、確認後の設計変更や工事段階における設計変更はかなり多いといわれており、その検査が不十分なため違反建築が世の中には横行している。行政はこの事後検査に特化し、違反建築をことごとく摘発し、使用禁止命令を出せば緊張感ある行政となろう。

そもそも確認検査のような重要なことを民間開放したのはけしからんという議論があるが、まだこの時代に江戸時代のお上依存意識が残っているかと、嘆かわしい議論である。むしろ、現状、人件費を税金でまかなう組織とサービスの対価でまかなう組織が併存して全く同じサービスをしていることが適正な競争的環境の形成を阻害し、民間の確認検査費用を不当に低く抑えている。これもモラルティーの低下につながる。

少なくとも地域のまちづくり等と関係の深い集団規定の確認を建設地の行政が行い、構造規定など単体規定の確認はすべて民間開放するなど、業務を分けるべきである。これは建築主に負担をかけすぎると批判されているらしいが、それは建築主の責任範囲であり、それを避けて費用を安くすべしというなら、確認不要論になる。

8. 法令規制実施における行動規範

今回の事件への対応策の議論の中で、確認検査は本当に必要なのかという議論もなされているが、建築物が私有物であっても社会的な存在であることを考えると、法適合性についての一定のチェックは必要であろう。法令規制実施組織（特定行政庁および民間指定確認検査機関）が将来も必要で、現状の形で存続することを認めた上で、その行動規範を確立するための枠組みのあり方について考えてみる。

民間の法令規制実施組織（民間指定確認検査機関）が市場での競争的な営利活動を行う環境において、倫理的ジレンマに遭遇する危険性があるが、これを排していかにして適正・公正な行動規範を確保できるのか、その条件を整えることが必要である。

行動規範を確立するためには、その組織に求められる行動の目的と内容が明確であって、かつ責任範囲が明確に設定され、認識される必要がある。さらに、行動規範が遵守されるためには、その行為の意義や重要性が正当に評価されていることも重要である。現在の制

度は、これらの点がいずれも不明確であり、またその重要性に対する評価も不十分であり、これを改善していくことが必要である。

法令規制実施組織（ここでは民間指定確認検査機関）がその行動規範を確立するため、次のような基礎的条件の整備が必要である。

① 確認検査の定義の明確化

確認検査の定義・内容を明確にし、行政や指定確認検査機関が行うべき確認検査項目と国家資格を与えられた建築士にゆだねるべき法適合性の確保事項を区別し、両者の責任範囲を明確にする。例えば、基準法の単体規定と集団規定を明瞭に区分し、民間機関は単体規定の法適合性の確認のみを行うようにし、公的機関は、単体規定の確認業務から開放し、集団規定の確認と民間機関の監督業務のみを行うようにする、等も検討すべきである。

② 設計内容についての説明責任

法適合性について、確認申請時に建築主および設計者に遵法の宣誓を行わせた上、設計内容について建築基準関係規定についての実行内容を提示させ、構造設計、防災設計等重要事項について、その手段、用いた仮定、学説等について説明責任を賦課する。構造、防災等の確認は、申請者側が、遵法宣誓書とともに、まず法適合性を説明する文書（チェックリスト）を作成することとし、確認はこれに基づいて行うこととする。文書では、構造物のモデル化の方法、設計用仮定、中間出力（応力図など）、最終出力、プログラムの使用方法、最終構造設計図などを提示させる。一方、コンストラクタビリティ（施工可能性、施工容易性）の説明文書を提出させる。基本的には、届け出に基づく確認の仕組みとする。

③ 制度運用面での支援

民間検査機関に対し、確認検査が建築基準関連規定についての法適合性を検査するという社会利益を確保するための行為であることを考慮し、民間会社として市場の競争原理の中でその役割を果たすことを期待するとしても一定の利潤追求が可能な制度運用面の支援をおこなう。

④ 確認検査員の処遇の改善

確認検査員（建築基準適合判定資格者：建築基準法）はその任務の重要性に反して社会的な地位は認識されておらず、またその勤務に対する報償も不十分であると考えられるので、検査対象の難易度、規模などに応じた対応資格の設定、報酬の設定（例えば時間制による基準技術料の設定等）を行う。確認業務の重要性を社会的に認識させるためには、確認資格者の資格の公表、資格のグレードの設定、業務報酬の明確化（例えば、時間あたり報酬額の下限設定など）等が必要である。確認検査費用は、このような報酬から積算可能となる。

⑤ 確認検査機関の独立性の維持

確認検査機関は、第三者として適正・光平な検査を行うために、建築発注者、設計者、

施工者等から十分に独立した機関でなければならない。これについては現行の検査機関の資本構成、役員構成についての制限は厳しくないと言われており、さらに厳格な条件を設定する必要がある。

⑥ 確認検査機関の地位保全の支援

民間の指定確認検査機関は市場の競争の中で、早く、安く審査を進める厳しい圧力にさらされ、かつ互いの情報交換も不十分で疑心暗鬼な競争を強いられている。互いの情報交換および自らの業界の地位保全・利益追求のためには一種の連合体を作り、その中で共通の倫理基準を設ける必要がある。1社だけで厳しい倫理規定を設けることは競争からの離脱になる。すべての機関が遵守すべき共通の倫理規定をもち、その制約の中での競争条件を設けるべきであろう。そうでなければ、顧客からの圧力、他社との競争、監督官庁からの厳格な監視・監督の下で、厳しい経営を余儀なくされ、これが確認検査員への厳しい要求となり、検査員のモラルティー低下・喪失を生むことにつながる。

9. 技術者倫理確立のための制度的支援

今回の問題で、建築主側の倫理はさておいても、元請け設計者、構造設計者、確認検査員等の技術者倫理が問われている。社会に生きる個人としての道徳的意味での倫理は基本的・普遍的なものであるが、技術者倫理という場合には、技術によって社会に貢献する職能人、職業人としての行動規範を意味する。技術者として顧客や社会にサービスを提供し、適切な対価を得る中で、倫理に抵触するかも知れない様々な圧力や矛盾や利害対立に遭遇する。ここで個人の力だけで倫理を全うすることが困難な場合も生じる。

これに対応するために、技術者が職能団体を設け、団体としての行動規範を定めることによって会員個人の倫理的行動を支援することが必要であろう。ここで重要なのは、その団体において行動規範が定められていることだけでなく、実際に会員を反倫理的行動要求から保護すること、反倫理的行動に対しては公正かつ厳重な審査と罰則が用意されていること、などの実質的な規範の運用が行われることが重要である。今回のケースでも、建築主からの圧力に抗して技術者倫理を全うできなかった建築士、あるいは短期間に大量の確認業務をこなさなければならない状況に置かれた確認検査員に対して、彼らを保護する活動は何ら行われなかったのではないかと思われる。競争的市場の中で技術者倫理を確立するためには、このような実質的な制度的支援が必要であろう。

これをまとめると、

- 1) 技術者の地位保全、円滑な業務遂行、倫理的規範の遵守を図るため、技術者が個人として加入するし職能団体をつくり、共通の倫理綱領（行動規範）を作成し、遵守義務を課す。
- 2) 職能団体として、会員技術者の行う業務の内容・目的・責任を明確にし、その社会的な重要性が正当に評価されるように努める。

- 3) 職能団体は、会員が倫理綱領に反する行為を強制される場合、会員を保護すると同時に、顧客ないし一般社会からのクレームを受理し、重大な違反行為に対しては会員資格剥奪を行うなど、組織規律を維持し、社会に対する責任を果たす。

一つの例として、英国の構造技術者協会（The Institute of Structural Engineers；<http://www.istructe.org.uk>）の Code of Conduct を示す。協会ではさらに詳しい Guidance Notes および Complaints Procedure を公開している⁵⁾。

Code of Conduct, The Institute of Structural Engineers では、会員の義務として下記 8 項目が定められている。

Members shall

1. act with integrity and fairness,
2. have regard to the public interest and to the interests of all those affected by their professional activities,
3. Uphold the reputation of the profession,
4. Maintain and broaden their competence, and assist others to do so,
5. undertake only those tasks for which they are competent,
6. exercise appropriate skill and judgment,
7. not maliciously or recklessly injure or attempt to injure the reputation of another person, and
8. avoid conflicts of interest.

Members shall promptly disclose to the Institute if they have been convicted of an offence or have been subject to an adverse findings of any kind by an tribunal or other authority.

Guidance Notes では、どのような行動が行動規範に触れるのか、どのように業務を遂行すべきかが、例示を含めて極めて具体的に記載されている。

また、協会は Complaints Procedure（苦情処理手続き）を定めて公開しており、また各メンバー（会員）がどの種別（能力・経験等で区分されている）の会員かの問い合わせにいつでも答えるとしている（会員名簿は、種別とともに HP 上に公開されている）。協会は会員に対する苦情の申し出を常時受け付けており、常設の行動規範委員会が対応している。法的な処理、金銭的な補償は行わないが、会員に対するペナルティーは数段階が定められ、最も重いものは永久追放となっている。

我が国にも、建築士が加入する多くの職能団体があるが、法令規制に頼るばかりでなく、このような事例を参考にしてより実質的で国民から信頼される団体活動が行われることを期待したい。会員の強制加入についてはその必要はなく、このような団体に加入していることが会員の信頼性と声望につながるような活動を行うことが本来ではなからうか。上記の英国の協会でも例えば学生会員の制度がある。

10. おわりに

最後に、英国の友人から聴いた英国とドイツの法意識、行動様式の違いを示すジョークとそれに筆者が付け加えた日本人の場合を示そう。英国は、何をやってもいいと突き放すため、自ら行動を律しなければならなくなる（判例法の世界）。ドイツは、何事も前もって規則で決めようとする（制定法の世界）。日本は常に指示を求める。指示がないと何をやり出すか分からず、指示がないことに責任を転嫁しがちである。

英国：**Can do anything, unless it is prohibited.**

（禁止されていなければ、何をやってもよい。）

独：**Cannot do anything, unless it is allowed.**

（許されていなければ、何もすることができない。）

日本：**Cannot do anything unless indicated how to do it.**

（やり方が指示されていないと、何もすることができない。）

以上、総じて、現在の建築行政（にとどまらず、わが国の行政スタイル全体）は、国ないし公共機関がすべて安全、安心にことを執り行うので、国民はなにも心配しなくてよい、という方向にあり、国民および関係者の自己責任意識、リスク管理意識を醸成せしめない方向にある。

問題の本質は、この点にあり、さらに国民から自己責任意識、リスク管理意識を奪う対策に頼ることは排除すべきである。

[参考文献]

- 1) 国土交通省「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会報告書」、平成 18 年 4 月
- 2) 国土交通省：社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会第 10 回資料、平成 18 年 7 月 31 日
- 3) 日本建築学会建築設計ブリーフ特別研究委員会：「特別研究 23 建築設計プロセスにおけるブリーフ関連活動の実態と活用の方向性」、2003.3
- 4) S.E.ハリントン、G.R.ニーハウス著、米山高生・箸方幹逸監訳、『保険とリスクマネジメント』、東洋経済新報社、2005.4
- 5) <http://www.istructe.org.uk>

3. 建築デザインの倫理的葛藤

仙田 満 (東京工業大学名誉教授)

近年、建築設計に関わる事故、事件が数多く発生している。それらを具体的な事例として建築家が倫理的に悩む問題を類型化して考えてみたい。

1. 建築家の選定における倫理的問題—設計入札

2004年、新台東病院の設計入札において設計事務所M社は予定価格の3,000分の1という8,000円で落札した。この種の設計入札が近年頻発している。日本建築家協会(JIA)は倫理規定を設け、職責委員会、懲罰委員会という会員の倫理的行動に対する処分の機関を設けているが、極めて優慮すべき状態といえる。


なぜ設計入札によって、このようなダンピングが行われるのかというと、まず設計界の過当競争が上げられる。建築設計界は、一級建築士約30万、二級建築士約60万、木造構造建築士を合わせると100万人を越す建築士がおり、バブル崩壊後の不況、公共工事の削減などによって、極めてその業務環境は悪化している。

また、かつてのような談合という、受注調整システムが公正取引委員会等の監視強化等により、機能なくなっている。また、設計の発注も随契が政治的なつながりに疑惑をもたれ、1980年代に比べ、設計入札そのものが増加している。

設計者にとってダンピングは、実施設計において通常の設計料で随意契約とすることを考えるか、あるいはゼネコンから相当のサポートを受けるということを前提とした行為と受け取られていた。さらに、これは建築設計者の社会的信用を失わせる原因となるものといえる。設計入札は世界的にも極めて特異なもので、会計法、自治法によるものとされている。国民は設計は安ければ安いほど良いものを望んでいるとよく言うが、実際に筆者が調査した例でも、市民の90%はお金ではなく、アイデアや技術力で設計者を選定してほしいと考えていることがわかっている。

そもそも設計入札というシステム自体が、設計者に談

JIAが台東区に公開質問状



【注】 日本建築家協会(JIA)は、建築設計界の過当競争を抑制し、建築設計界の健全な発展を図るため、2004年10月1日より、設計入札の選定方法を公開質問状として、台東区に提出した。この質問状は、設計入札の選定方法に関する問題点を指摘し、改善を求めた。JIAは、設計入札の選定方法に関する問題点を指摘し、改善を求めた。JIAは、設計入札の選定方法に関する問題点を指摘し、改善を求めた。

日本建築家協会(JIA)は、建築設計界の過当競争を抑制し、建築設計界の健全な発展を図るため、2004年10月1日より、設計入札の選定方法を公開質問状として、台東区に提出した。この質問状は、設計入札の選定方法に関する問題点を指摘し、改善を求めた。JIAは、設計入札の選定方法に関する問題点を指摘し、改善を求めた。

日刊建設工業新聞(2004.9.10)

合という犯罪かダンピングという自己否定を強要する悪習であることを指摘したい。この設計入札というシステムこそなくさなくてはならない。

2. 建築家の工事監理責任

2-1) 八王子旧公団マンション事件

これは日本都市計画学会賞を受賞し、建築家・内井昭蔵氏がマスターアーキテクトとしてつくった都市住宅地として有名になった集合住宅のいくつかが、完成後さまざまな不具合をおこし、工事監理上の瑕疵を指摘され、工事強度も所定の設計強度を満たしていないこともあり、取り壊され、建て替えられた事件である。

ここでは工事監理は建築設計者が行っておらず、公団の監理セクションが行っていた、いわゆる第三者監理だったことが指摘されている。これは建築家の工事監理への関与をデザイン的な面のみで、その他の品質監理を拒否されてきたので、建築家としてまったく責任はないといえるが、国民に対しては社会的な信用を失う結果となる。この種の問題は第三者監理を行うと起こりうる。

2-2) 2002年新潟朱雀メッセ歩道橋崩落事件

この事件も設計及び工事監理という点で丸投げ構造になっており、誰が責任を負うべきかが不明確な事件である。2-1、2-2の両者に共通するのが、工事監理に建前としての発注者が中途半端に関係したりして、その決定システムが不明確になり、責任の所在が不明確になることである。建築設計に第一義的に責任を負うシステムにしなければならない。

2-3) 愛媛県武道館アンカーボルト事件

愛媛県立の武道館の工事で、構造上きわめて重要な柱のアンカーが定着長を設計図通り、施工されていないことが内部告発により発覚し、設計者はその監理責任を問われた。設計監理は工事管理と異なり、現場にピッタリとはりついているものではない。この工事管理者の判断でその基礎部の鉄筋が混んでいたためそのようなアンカーボルトの切断が行われていたといわれる。設計監理者の責任はいかに問うべきであろうか。

2003年(平成15年)6月21日 朝日新聞

公団マンション 欠陥工事

八王子の分譲
鉄筋不良など22棟
総交差点が3棟建て替え



チューリップビ、日本撤退
AIGに売却検討

年金への信頼
50歳境に逆転

Global Niche Top
日東精工株式会社

朝日新聞(2003.6.21)

3. 都市景観における建築設計者の責任

3-1) 国立のマンション景観訴訟

国立市の景観的に優れた街路に面して突出した高さのマンションが建ち、これに反対する住民訴訟が起きた。第一審では住民側の勝訴だったが、第二審ではデベロッパー側の勝訴となった。しかしこの問題はデベロッパー側の建築家が極めて大きな社会的責任を負わねばならない。建築家はクライアントの代理だけであってはならない。社会、地球に対する責任を負わねばならない。しかしそれはきわめて倫理的な点のみで、往々にして建築家は法律の範囲内でクライアントの要請を最大限実現すべく努力してしまう。

本来ならばデベロッパーの最大利益は客積率を最大限に利用するのでなく、都市景観を重要視することによって将来的な価値上昇を図り、適切な高さ等の規模計画が行われることによって実現されるべきであろう。

3-2) イタリア文化会館

イタリアの建築家ガエ・アウレンティがイタリア文化会館を千鳥が淵に設計し、その色彩が景観的に調和していないという議論がおこった。ガウ・アウレンティは日本の漆器を意識したもので、日本の景観に調和すると主張したが、おそらく彼女は日本の伝統とは関係なく、彼女の色を選んだに過ぎないと思える。自分を目立たせようという意識が建築家にはある。それは周辺環境とは関係なく、そのような建築家の意識は社会的責任と葛藤する。私たちは社会的責任を優先すべきである。

3-3) 広島・宮島 厳島神社に關係する建築景観

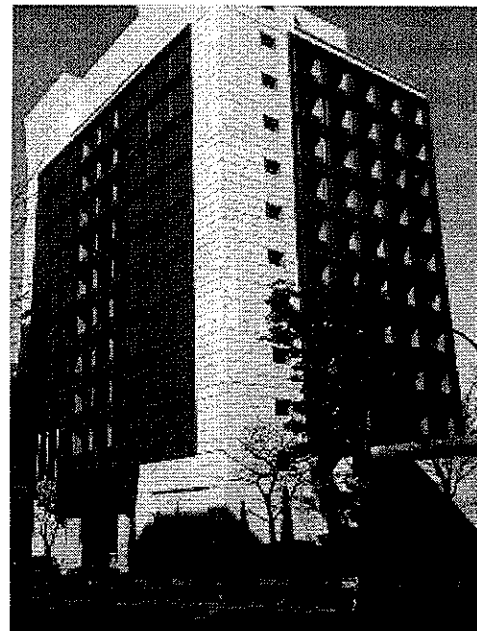
広島宮島の厳島神社へは本土からフェリーで渡る。しかし島に渡り本土を見ると巨大な建物がある。その建築的異物は厳島神社のピスタの中心に位置している。それは新興宗教の建物であるという。この場所に建物をつくらうとする意図も問題であるし、そのデザインも極めて景観破壊的である。建築家の責任が問われる。

3-4) 京都の町屋の町並みに建設される RC マンションの景観

歴史的な景観が保たれている地域に、RC の住宅がつくられる、あるいは高層マンションがつくられる。京都



日本経済新聞(2006.3.31)



イタリア文化会館

の町屋地域では普通にみられる風景である。そのときに、クライアントの要求に対して町屋との建築家はどのように示すべきか。かつて、町屋の町並みにつくられたコンクリート打ち放しの住居が建築学会賞を受賞した。建築デザインは、町並みという環境的な価値を破壊してよいのか、あるいはそのバランスを保つためにはどうすべきなのかを考える必要がある。



京都の町並み

4. 法的に悪影響を与える建築の設計責任

4-1) 準工業地帯にある幼稚園の南側に建つ巨大なビル

法的には何ら問題はない。しかし準工業地帯にも住宅があり、子ども達は生活をしている。その幼稚園が日中ほとんど日影となってしまうビルを設計して良いのだろうか。建築家はその時にどうしたらよいか、ビルの注文者にビルをもっと低くすべきと説得したら、建築家をおろされてしまうかもしれない。そもそも幼稚園や学校、住宅が立地について、都市計画的な法的な配慮がしかるべきである。そのような建築家がジレンマに陥るような法律が日本ではあまりにも多すぎる。

4-2) こどものいない世代を対象としたマンションの設計責任

超高層マンションが多くつくられているが、こどもの成育に対する配慮がされていない。かつて住宅公団のマンションにおいても、こどものいない世代をターゲットとした物件として設計、施工、販売されたが、実際には子育て世代も入り、地上面にこどものあそび場をつくってほしいという要求が出たといわれる。こどもを排除する住宅など、住宅といえるのであろうか。いつの世代もこどもが育つシェルターが住宅としての機能として最も重要なものではないだろうか。六本木ヒルズにおける回転ドアにみられるように、こどもの存在を拒否し、大人中心の建築都市空間をつくり上げている建築家の責任は、問われないのだろうか。現代の建築において、排他的なデザインが民間、公共を問わずつくられている。建築はそのようなものでよいのだろうか。建築家の責任が問われるべきである。建築家の責任の前にデベロッパーにも責任がある。私たちはデベロッパーの社会的責任も問題にしなくてはならない。

4. 建築教育における倫理教育のあり方

西谷 章（早稲田大学教授）

技術者倫理教育の重要性はこれまでも認識はされていたものの、いざこれを実行に移すとなると、どのような教材を用いて、どのように教えるかについて、教育機関側に、あるいは教員の側に必ずしも統一的な見解はなく、いささかのとまどいがあったことは事実であろう。

しかし、建築分野も含めた多くの工学分野で本審査が既に開始されている JABEE 技術者教育認定の枠組みにおいては、どのように技術者倫理を教えているかを具体的に提示することが求められており、この審査の浸透とともに倫理教育のあり方に対する関心は高まってきている。特に建築分野においては、昨年発生したいわゆる「耐震強度偽装問題」により、教育機関側はもちろん、広く社会全体が、建築の設計や生産にかかわる技術者倫理に、これまで以上に大きな関心を寄せるようになってきている。

建築は住宅から事務所・工場・公共施設など市民生活に不可欠な器であり、地震時や非常時の安全性は、ときとして人命にも大きく影響する。また、住宅は極めて高価な買い物であり、簡単に買い替えるという性格のものではないが、必ずしも社会全体が建築の安全に精通しているわけではなく、専門家まかせにならざるを得ない、という状況もあって、今回の「耐震偽装問題」には社会は敏感に反応している。この問題に関連して、行政の場において、建築士資格の制度改正から、建築士受験資格の要件に対する改正までもがいま議論されている。建築教育機関には、倫理教育への取り組みも含めて、今後、さまざまな対応が求められるようになることが予想される。

このように、社会の関心が高まってきている建築分野の技術者倫理教育であるが、これがいかにあるべきか述べるのは簡単ではない。教育効果は、教育を行う側の個性に依存する部分も少なくなく、このように教えれば必ず効果が挙がる、とは限らない面も持っているからである。

今回、パネリストとして、タイトルにあるような題目を与えられたのは、筆者がいま建築教育委員長の立場にあるためと思うが、建築教育本委員会において、倫理教育のあり方について統一的な考え方をまとめているわけではないので、以下に述べることはあくまで個人としての意見である。

倫理教育を行うにあたって、「倫理」という名称の付いた専用の科目をひとつ設置して、半年なり一年を通じて講義すれば、倫理教育はそれで完了、というような性質のものでないことは、多くの人の共通認識であろう（一般にはこのような科目がある場合は、学科ごとではなく、工学部全体、あるいは理工学部全体としての設置ということが多いようであ

る)。倫理教育に求められているのは、さまざまに利害関係が絡み合った中で、利害を超えて守るべき技術者倫理のあることを、上手に、現実的な具体例を示しながら、学生に認識させることであろう。したがって、専用の科目設置があるかどうかというような教育の形態は、それほど問題ではなく、身近で、現実的な題材をどう扱って、倫理を理解させるかという内容が問題である。

また、たとえ専用の科目が設置されていたとしても、多くの教員が建築にかかわるそれぞれの担当する専門科目の中で、その担当分野と具体的に結びついたかたちで、折に触れて、倫理の問題を語ることは重要であろう。この場合の「倫理」には、必ずしも「倫理」であることが強く認識されていないものも含まれるかもしれない。あくまで、ひとつの、たとえば、であるが、構造設計関連の科目であれば、RC片持ちスラブの設計にあたって、生命線である上端主筋が万一少し下がってしまうような事態が発生しても、安全な設計をどう行うか、というようなことも、広い意味での、陽に意識しない「倫理」と言えるかもしれない。ある程度予測可能な事態発生に備えて、リスクを出来るだけ抑えようとするのが、建築の「安全」の設計を担う構造技術者の、基本的な倫理と考えるからである。

以上は一例であるが、建築は、建築設計者、構造設計者、設備設計者、設計監理者、工事管理者、施工者、さらにマンション販売等では不動産業者など、多くの業種の協働作業によって生み出される。まずは、それぞれの専門家に求められる役割を正しく認識させるような教育を行うことが「倫理教育」の出発点であろう。そのうえで、利害関係を超えて、求められる役割を果たさねばならないこと、果たす責任のあることを、建築教育のさまざま場において繰り返し、教育機関側が、建築を学ぶ側に提示することが重要であろう。

以上のように述べてはきたが、わが国の建築教育において、倫理教育はまだスタートしたばかりである。倫理教育は、利害と対立する土壇場においてはじめてその効果を発揮するものであり、効果を挙げるまでに時間のかかるものであろう。学会から出されている倫理教育用教材の、より一層の有効活用法も含めて、多くの建築教育機関が、今後さまざまな試みを行い、その効果を報告し、議論する過程から、建築教育に求められる倫理教育のあり方が少しずつ確立されていくことを期待する。

技術者倫理の遵守とその社会的条件

2006年9月

編集 社団法人 日本建築学会
著作人

〒108-8414 東京都港区芝5丁目26番20号
TEL 03-3456-2051
FAX 03-3456-2058
<http://www.aij.or.jp/>

印刷所 有限会社 健心社
